

地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査請求に関する決議

地方自治法第98条第2項の規定に基づき、下記のとおり監査委員に監査を求め、その結果の報告を請求する。

記

1 監査を求める事項

- (1) 旧東濃看護専門学校建物及び敷地の土岐市と株式会社インフィニット・グロースとの賃貸借契約締結に至るまでの協議記録、事務手続きは適正に処理されているのか。また、随意契約の締結に関する手続きは関係法令に則り適正な事務処理がなされているのか。
- (2) 旧東濃看護専門学校建物及び敷地の土岐市と株式会社インフィニット・グロースとの賃貸借契約について、建物の構造及び敷地の貸付条件から、建物全部を占有することになるため、部分貸しするのではなく一棟貸しして使用しない部分に関しては減免手続きをとるべきであると考えるが、部分貸しの賃貸借契約は適正であるのか。

2 監査を求める理由

旧東濃看護専門学校への日本語学校の誘致については、市議会全員協議会や一般質問の答弁によって説明を受けているが、誘致に至る経緯経過、東濃看護専門学校を誘致候補地とした経緯・経過、誘致企業である株式会社インフィニット・グロースとの賃貸借契約に至る経緯・経過について、適正な事務処理が行われているのか疑義があるため監査委員としての見解を明らかにされたい。

3 監査結果の報告期限

令和8年6月定例会閉会まで